



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 中央ビルト工業株式会社
代表者名 代表取締役会長兼CEO 西本 安秀
(コード番号 1971 東証第二部)
問合せ先 管理本部長 石井 裕
TEL 03 - 3661 - 9631

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 19 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更を行うことについて決議するとともに、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 66 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する内国会社の普通株式の売買単위를 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整するため、当社株式について 10 株を

1株にする併合を行うことといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	23,787,400株
併合により減少する株式数	21,408,660株
併合後の発行済み株式総数	2,378,740株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」及び「併合の割合」に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	2,850名（100.0%）	23,787,400株（100.0%）
10株未満	229名（8.0%）	331株（0.0%）
10株以上	2,621名（92.0%）	23,787,069株（100.0%）

(注)本株式併合を行った場合、所有株式数が10株未満の株主様229名（平成29年3月31日現在、その所有株式の合計は331株）は株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数	60,000,000株
併合後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）	6,000,000株

なお、会社法182条第2項に基づき、発行可能株式総数を定める定款の規定は、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に上記のとおり変更したものとみなされます。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって以下のとおり変更されます。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

取締役会決議日	平成29年5月19日
定時株主総会開催日	平成29年6月23日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況変動等の他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。株式併合後において、株主様のご所有の当社株式数は併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 10 倍となるからです。また、株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5. 受け取る配当金額への影響はありますか？

A 5. 株主様のご所有の当社株式数は、株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して、1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にして、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 6. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

例	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
1	5,000 株	5 個	500 株	5 個	なし
2	1,235 株	1 個	123 株	1 個	あり
3	300 株	0 個	30 株	0 個	なし
4	5 株	0 個	0 株	0 個	あり

- ・ 例 1 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・ 例 2、例 3 の単元未満株式（効力発生後において例 2 では 23 株、例 3 では 30 株）につきましては従前と同様に、ご希望により「単元未満株の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。
- ・ 例 2、例 4 に発生する端数株式につきましては、会社法第 235 条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は平成 29 年 12 月頃お送りすることを予定しております。
- ・ 例 4 の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

A 7. 特段のお手続きの必要はございません。

※ 当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号

電 話： 0120-782-031(フリーダイヤル)

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで(土・日・祝祭日を除く)